

## 2013 年度新入生の募集停止について

1 明治学院大学法科大学院教授会は、2013 年度以降新入生の募集を停止することを決定し、理事会の承認を得ました。あわせて、今後 5 年間は法科大学院の現在の体制をほぼ維持して在学生に対する教育を完遂し、また修了生に対するサポートを強化することで、法曹にふさわしい人材を社会に送り出すという使命を果たすという道を選択することにいたしました。

2 本法科大学院は、社会人をはじめとする多様な人材が学びやすい三年制を基本とする法科大学院として、法曹実務家を養成するための教育の実現に努力してきましたが、開設当初には予想していなかった困難に直面しています。

①司法試験合格者数が当初の予定に沿って増加していないため、法科大学院入学のリスクが高くなり、その結果、法科大学院受験者数の減少、とくに志ある社会人の受験者が大きく減少しています。この影響を受け、本法科大学院は、今年度すでに、多様な法曹を送り出すための前提をなす、社会人出身学生、他学部（法学部以外）学生について社会的に要請されている一定の割合を確保できなくなり、この現状を解消する有効な方策を持ち得ていません。社会人出身学生、他学部（法学部以外）学生といった、様々なバックグラウンドをもつ学生同士の交流は、法曹をめざす学生の可能性を拓げるものであり、法曹養成制度としての法科大学院の成功の鍵を握るものです。

②また、理論と実務を架橋した教育の要をなす実務教育、臨床教育を有効に遂行するには一定数以上の学生が必要ですが、今後、これを安定的に確保できない可能性があります。

このように、本法科大学院では、司法制度改革審議会意見書の当初の理念に沿った法曹養成教育を発展させて行くための条件が失われており、近い将来にその解消を見込めないという状況に直面することになりました。

3 理論と実務の架橋をめざす法曹教育は、良い法曹を生み出すための法科大学院教育の要をなすものです。そして、理論と実務の架橋をめざす法科大学院の一つとして、本法科大学院もこれまで実務教育、臨床教育の着実な発展に努力してきました。しかし、現在の入学者数のみでは、模擬裁判などの臨床教育を有効に遂行できない状況になっています。そして、法科大学院を受験する新卒者の数が大きく落ちこんでいる現状では、近い将来にこうした環境が抜本的に解消するという見通しを持たない状況にあります。

加えて、志ある社会人が法科大学院受験に大きなためらいを感じるようになり、社会人の受験者が大きく減少しております。この事態は多様な法曹を送りだそうとした法科大学院の当初の理念の変質につながりかねないものです。

本法科大学院は、このような現状をととても深刻に受け止めております。

4 また、入学試験の実施には法科大学院の教育に対する考え方が反映しておりますが、次第に本法科大学院の教育理念に沿った入学試験の実施が難しくなっています。

ここ数年、適性試験について入学最低基準点を設定するという国側の働きかけが強くなってきています。本法科大学院としては、本法科大学院の教育に対する考え方に抵触しない範囲で、運用を通し、こうした国側の働きかけをできるだけ尊重してきました。しかし、今後、入学試験を行う際、適性試験について入学最低基準点の設定を強く求められ、本法科大学院の教育に対する考え方に沿わない入試制度へと制度の変更を余儀なくされるのは、本法科大学院の教育理念を維持するという面からも受け入れることのむずかしいものです。

適性試験の成績と法科大学院の成績・司法試験の合格率との間に統計的相関はあることは否定できませんが、統計的相関があることをもって、適性試験の一定の点数を一人一人の受験生の合否を決する際の絶対的指標として用いるのは、多様な法曹養成という面からも行き過ぎではないかと考えています。

5 法科大学院は高度専門職業人の養成機関であって、法曹にふさわしい気概、能力を備えた者を修了させる社会的責任があります。本法科大学院出身弁護士の約 2 割が法テラスや公設事務所等の社会的弱者を支援する部署で既に活躍していますが、本法科大学院がめざす弱者に優しい眼差しを向ける法曹を一人でも多く送り出す努力を通してこの責任を全うするためには、募集停止後も 5 年間は法科大学院としての教育体制を維持して密度の濃い教育を行うことが必要と考えています。これを含めた計画を確実に遂行するためには、体力や人材が確保できている現時点での募集停止の決断が必要と考えた次第です。

2012 年 5 月 28 日

明治学院大学大学院法務職研究科教授会